農地転用届出(第4·5条)必要書類一覧表

春日部市農業委員会事務局

チェック 欄	添付書類	各1通提出
	受付票	窓口に用意してあります ※押印箇所はありません
	届出書	1通 ※申請地の面積は、 <u>登記簿通り</u> 記入してください申請者の押印は認印可 ※余白に捨印を押してください
	譲受人(転用行為者) 住民票・法人登記簿謄本 (原本)	譲受人(転用行為者)が市外の場合は住民票が必要です 譲受人が法人の場合は『法人登記簿謄本』が必要です いずれも申請時点で3箇月以内のもの(写しがあれば原本還付可) ※ 法人登記簿謄本・・・履歴事項全部証明書
	譲渡人 住民票・法人登記簿謄本 (原本)	譲渡人が春日部市民でない場合は住民票が必要です 譲渡人が法人の場合は『法人登記簿謄本』が必要です いずれも申請時点で3箇月以内のもの 土地登記全部事項証明書の住所と現住所が違う場合は、それら がつながる書類が必要です 例えば、転居であれば住民票、住居表示や区画整理であれば 『住居表示証明書』が必要 いずれも申請時点で3箇月以内のもの(写しがあれば原本還付可) ※ 住居表示証明書…市民課でどなたでも取得できます
	土地登記全部事項証明書 (原本)	申請時点で3箇月以内のもの (写しがあれば原本還付可)
	案内図	1/25000の都市計画図(白黒コピー可)、申請地を赤で表示 ※春日部市ホームページ→市政情報→広報 かすかベオラナビ →春日部市の公式地域ポータルサイト「かすかベオラナビ」 (外部サイト) →都市計画図 から該当地指定後印刷できます
	付近の状況図	1/1500の住宅地図、申請地を赤線で囲んでください
	公図の写し	3箇月以内のもの、申請地を赤線で囲んでください
	委任状	譲受人(転用行為者)・譲渡人の分(1枚でも可)
	仮換地証明書 (原本)	区画整理施行地内のみ (写しがあれば原本還付可)

- ※1 申請地が土地改良区の管轄区域内にある場合は、後日、土地改良区から決済金等に 関する通知が届きます。詳しくは土地改良区へお問い合わせください。
- ※2 転用目的によっては、開発指導要綱上の申請が必要な場合があります。 詳しくは開発調整課へお問い合わせください。
- ※3 埋め立て面積が500m²以上の場合は、環境政策推進課等の許可が必要です。
- ※4 申請内容によっては、上記の書類以外を求める場合があります。
- ※5 書類はできるだけA4サイズに折り、大きさを揃えてください。
- ※6 申請については随時受付です。受理通知書の発行には10日前後かかります。
- ※7 過去に農地転用の届出をしている土地は、窓口にて発行している交付証明で対応出来 る場合がございます。事前にご相談ください。